安心社会を支える 税制改革を実現するために

生保労連の税制改革に対する考え方

政府は、財政難等を理由に、定率減税の廃止をはじめ、国民・勤労者への負担を一方的に強いる税制 改革を相次いで行っています。

わたしたちは、持続的な経済成長を確保しつつ、21世紀の少子・高齢社会を「安心と活力に満ちた 社会」とするために、以下の考え方にもとづく税制改革を進めるべきと考えます。

(() 国民の生活保障をめぐる現状

不安定さを増す国民生活

2006年)となっていますが、ここ数年、厳しい経済・雇用 情勢を背景とした家計収入の減少等により、低下傾向にあ ります。このことは特に29歳までの若年層において顕著で

生命保険の世帯加入率は87.5%(うち民保計は76.4%: あり、今後、十分な保障を得られない層が増加するおそれ があるだけに、国民生活全体の不安定化につながることが 懸念されます。

生命保険の世帯加入率

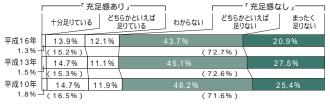
	全年齢	~ 29歳	30~39歳	40~49歳	50歳~
1994年	95 Ω%	89.4%	97.1%	969%	93.7%
2006年	87 5%	73.6%	89 9%	91.7%	86 5%
2006 - 1994	7 5ポイント	15 8ポイント	7 2ポイント	5 2ポイント	7 2ポイント

「生命保険に関する全国実態調査」(生命保険文化センター)より

高まる老後生活に対する不安

公的年金や退職金・企業年金の見直し等により、老後生 活に対する不安は高まるばかりです。また、老後資金の充 足感についても、「充足感なし」と感じている層が「充足感 あり」とする層を大きく上回っている現状にあります。

老後保障に対する充実感



生命保険文化センター「生活保障に関する調査」より

約85%の方が生命保険料

不明1.2%

控除による税負担軽減額

⟨⟨○ わたしたちの基本的な考え方

安心社会を支える税制改革に向けて

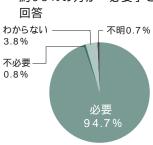
21世紀の少子・高齢社会を「安心と活力に満ちた社会」 とするためには、公助・自助・共助を適切に組み合わせた 「生活保障システムの確立」が不可欠です。特に、社会保障 制度全体の「負担」と「給付」をめぐる厳しさや急速な高 齢化を踏まえると、国民一人ひとりの「自助努力」の果た す役割が今後ますます重要となります。

わたしたちは、「国民・勤労者の自助努力に対する税制上 の支援」を積極的にはかる必要があると考えます。

国民の生活実態に配慮した税制改革を

政府税調では現在、個人所得課税の諸控除のあり方につ いて、「広く、薄く」負担する等の観点から議論が行われて います。しかし、各種控除制度を一律的に見直し、課税ベー スを拡大することは、国民・勤労者への大幅増税となるだ けに、持続的な経済成長を妨げる要因ともなりかねません。

生命保険料控除について 約95%の方が「必要」と



の拡充を要望 縮小しても 構わない 0.8% 現在の **ままでよい** 13.1% 広充してほしい

「生命保険料控除制度に関するアンケート」(2006年6~7月生保協会・生保労連共催)より

わたしたちは、各種控除制度のあり方を検討する際には、 個々人の租税負担力に十分配意しつつ、各制度の創設趣旨 や目的、政策的効果等を是々非々で慎重に見極めることが 必要と考えます。

(5) わたしたちの提言

Our Proposal

国民・勤労者の生活保障を支える税制支援策の拡充を

保障制度を将来的にも持続可能となるよう改革を進める とともに、国民・勤労者一人ひとりの「自助努力」を支 えることがますます重要となります。

それだけに、国民・勤労者の生活保障を「公的保障

社会保障制度をめぐる環境が厳しさを増す中で、社会 (社会保障制度)」と「私的保障(自助努力)」の両面から 支えていく観点から、「社会保険料控除」の堅持とともに、 「国民・勤労者の自助努力に対する税制上の支援」を積極 的にはかる必要があると考えます。

国民にとってより活用しやすい制度とすべく、総合生命保険料控除制度の創設を

現在、多様化する国民の生活保障ニーズを踏まえ、 様々な生命保険商品が提供されていますが、現行の生命 保険料控除・個人年金保険料控除制度には各々適用要件 があることから、国民が必要としている商品を選択した 際に、所得控除の適用を必ずしも十分に活用できていま せん。

この点、多くの国民が、生命保険料控除・個人年金保険 料控除制度のさらなる役割・機能発揮を望むとともに、 両制度について「簡素」で「分かりやすい」制度となる ことを望んでいます。

こうした状況を踏まえ、わたしたちは、現在の生命保 険料控除と個人年金保険料控除制度を統合した「総合生 命保険料控除制度」を創設することにより、国民の多様 な生活保障ニーズ、多様化・複合化した生命保険商品に 対応し、国民にとってより活用しやすい制度とする必要 があると考えます。

「簡素で分かりやすい方がよい」とするアンケート結果

簡素で分かり やすい方がよい	現在のまま の方がよい	わからない	不明
75.1%	17.6%	6 2%	1 .1 %

「生命保険料控除制度に関するアンケート」 (2006年6~7月 生保協会・生保労連共催)より

総合生命保険料控除制度について



医療保障 介護保障

働き手を失った遺族の生活改善に向けて死亡保険金の相続税非課税措置の拡充を

働き手を失った遺族の収入状況は非常に厳しい実態に あります。また、社会保障制度改革の中での公的遺族年 金の見直しの可能性等により、今後、当該家庭の家計は より一層厳しくなることが懸念されます。

こうした実態を踏まえ、遺族の生活資金を確保すべく、 死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額 (「法定相続人数×500万円」) に「配偶者500万円+未 成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算し、その 拡充をはかる必要があると考えます。

一般家庭世帯と比べた母子家庭の家計

1ヶ月	母子家庭世帯	一般家庭世帯
実収入	224,515円	522,629円
実支出	220,364円	411,606円
収 支	4,151円	111,023円

総務省統計局「家計調査年報」(2005年)より作成

金融所得をめぐる課税のあり方について

金融所得をめぐる課税のあり方については、中立性や 簡素化等の観点から、「金融所得課税の一体化」の是非が 議論の俎上に載せられています。これらに対して、わた したちは、

金融・保険商品各々の性質に応じた現行の課税体系に は合理性があること

損益通算における恣意的利用等、税負担を意図的に軽 減する懸念があること

等から、わが国において、「金融所得課税の一体化」は当 面行うべきではないと考えます。

28